

決算特別委員会 理事会 決定事項

令和6年10月29日

<決算特別委員会（総括質疑）の実施について>

1 審査日程について

月 日	開 会 時 刻	審 査 時 間
11月26日(火)	午後1時	4時間

ただし、休憩時間を除く

2 各会派の発言者数について

会派	発言者数
自 民	2 人
新令和会	1 人
諸 派	3 人
計	6 人

3 発言順序について

自民. 新令和会. 諸派. 諸派. 諸派. 自民

4 質疑の範囲について

委員の質疑は、総括説明、各分科会による書面審査をはじめ、11月15日（金）開催の委員会までにおける審査の過程で協議されてきた令和5年度富山県各会計決算に関する事項に限って行うものとする。

5 質問者の持ち時間について

- (1) 質問者の持ち時間は、答弁時間を含めて1人40分を超えないものとする。
- (2) 持ち時間が余った場合には、残余の時間は放棄したものとする。

6 答弁時間について

答弁時間は、質問者の発言時間の半分を目途とし、答弁は結論のみ簡潔に述べるようにする。

7 制限時間の通知方法について

持ち時間終了5分前に発言残時間表示装置の黄ランプ表示により予告し、終了は赤ランプ表示で通知する。

8 発言通告について

質問者の発言通告（質問事項及び答弁者）は、11月25日（月）午後1時までに委員長へ報告する。

9 答弁者の出席範囲について

- (1) 出席者は、原則として課長（本庁、行政委員会、企業局）以上とし、答弁に支障のない程度に出席する。
- (2) 行政委員会の委員長及び出先機関の長は、出席要求のある場合のみ出席する。
- (3) 県が出資する公社等の役員に対しては、出席要求をしない。

10 委員会室について

委員会は、議事堂大会議室で開催する。

11 発言の方法等について

発言方法は一問一答方式によるものとする。

発言は、質問者、答弁者ともに、委員長の許可を得て、自席で着席にて発言するものとする。

委員会におけるマスク着用は、個人の判断に委ねる。

12 傍聴の取り扱いについて

傍聴席は15人分設ける。